

上下水道工事共通仕様書（土木共通編）（令和6年5月版） 主な改定概要

《第1編 共通編》

|                  | 改定箇所                         | 概要   |
|------------------|------------------------------|--|
| 第1章 総則<br>第1節 総則 | 1-1-1 適用 2.                  | ・「熊本市上下水道局工事検査要綱取扱要領」改正日を修正  |
|                  | 1-1-2 用語の定義 31.              | ・誤字を修正「成呆品」→「成果品」  |
|                  | 1-1-6 施工計画書 1.<br>(15)       | ・施工計画書記載事項に「法定休日・所定休日（土木工事における週休2日試行工事の対象の場合）」を追記  |
|                  | 1-1-7 コリNZ<br>(CORINS) への登録  | ・「登録にあたっては、本市は原則オンライン登録とする。」を追記  |
|                  | 1-1-17 工事の一時中止 1.            | ・項目新設による番号の修正「1-1-47 臨機の措置」→「1-1-49 臨機の措置」   |
|                  | 1-1-22 建設副産物 4.              | ・「土木工事共通仕様書（令和5年9月）に合わせた軽微な修正<br>・保存期間の変更「1年間」→「5年間」へ変更<br>・「加えて、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。」を追記   |
|                  | 1-1-22 建設副産物 5.              | ・「土木工事共通仕様書（令和5年9月）に合わせた軽微な修正<br>・保存期間の変更「1年間」→「5年間」へ変更<br>・「加えて、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。」を追記 |
|                  | 1-1-25 完成検査（中間検査を含む） 1.      | 「工事完成届を監督職員に提出しなければならない。」→「工事完成届を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。」へ変更  |
|                  | 1-1-25 完成検査（中間検査を含む） 4.      | 「（3）週休2日の履行状況（土木工事における週休2日試行工事の対象の場合）」を追記  |
|                  | 1-1-26 既済部分の出来高検査及び部分完成検査 3. | 「（3）週休2日の履行状況（土木工事における週休2日試行工事の対象の場合）」を追記  |
| 1-1-28 施工管理 3.   | ・「工事名」→「工事目的」へ変更             |  |

|  |                       |   |
|--|-----------------------|---|
|  |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「受注者名」→「施工者名」へ変更</li> <li>・「河川工事等の工事看板の取扱いについて」日付及び号数の修正</li> </ul>   |
|  | 1 - 1 - 30 週休2日の対応    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の新設</li> <li>・「受注者は、週休2日に取り組む場合は、その実施状況を主任監督員に提出しなければならない。」を追記</li> </ul>   |
|  | 1 - 1 - 36 環境対策 8.    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤字の修正「規定」→「規程」</li> </ul>   |
|  | 1 - 1 - 38 交通安全管理 5.  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」改正日及び号数の修正</li> </ul>   |
|  | 1 - 1 - 38 交通安全管理 14. | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「車両制限令」改正日及び号数誤りの修正</li> <li>・道路法第47条の2に基づく通行許可に加え、「または道路法第47条の10に基づく通行可能路の回答」を追記</li> <li>・「道路交通法施行令」改正日及び号数の修正</li> <li>・「道路交通法」改正日及び号数の修正</li> </ul>   |
|  | 1 - 1 - 40 諸法令の遵守 1.  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(11) 雇用保険法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(15) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(18) 道路交通法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(20) 道路運送車両法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(25) 港湾法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(28) 下水道法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(29) 航空法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(40) 廃棄物処理及び清掃に関する法律」→「(40) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律」へ修正</li> <li>・「(44) 電気事業法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(47) 建築基準法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(62) 河川法施行法抄」→「(62) 河川法施行法」へ修正</li> <li>・「(69) 資源の有効な利用の促進に関する</li> </ul> |

|                                 |                    |  |
|---------------------------------|--------------------|--|
|                                 |                    | <p>法律」改正日及び号数の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(71) 職業安定法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(72) 所得税法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(76) 電波法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(77) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(78) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律」改正日及び号数の修正</li> <li>・「(86) デジタル社会の形式を図るための関係法律の整備に関する法律」→「(86) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」へ修正</li> <li>・「(87) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」→「(87) 個人情報の保護に関する法律」へ変更、改正日及び号数の修正</li> </ul> |
|                                 | 1 - 1 - 50 石綿使用の有無 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の新設</li> <li>・「受注者は、建設物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては、「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。」を追記</li> </ul>  |
| 第2章 材料<br>第5節 骨材                | 2 - 5 - 1 一般事項 1.  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格に「JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石灰ガス化スラグ骨材）」を追記</li> </ul>   |
| 第2章 材料<br>第8節 第8節<br>セメント及び混和材料 | 2 - 8 - 3 混和材料     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「「コンクリート標準示方書（基準編）JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）」→「「コンクリート標準示方書（基準編）[2018年制</li> </ul>  |

|                          |                            |  |
|--------------------------|----------------------------|--|
|                          |                            | 定]JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）」へ修正  |
| 第3章 一般施工<br>第2節 適用すべき諸基準 |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土木工事共通仕様書（令和5年9月）に合わせた軽微な修正</li> <li>・「日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針」→「日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針」へ修正</li> <li>・「環境庁 水質汚濁に係わる環境基準について」→「環境省 水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示第62号）」へ修正及び改定日の修正</li> <li>・「全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針」→「全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針」へ修正</li> <li>・「地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説」→「地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」へ修正</li> <li>・「日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧」改訂日の修正</li> <li>・「建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（喚起技術の設計及び粉じん等の測定）」改訂日の修正</li> <li>・「土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）」→「土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）〔2018年制定〕」へ修正及び改定日の修正</li> <li>・「地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル（平成23年8月）」を追記</li> </ul> |
| 第3章 一般施工<br>第4節 基礎工      | 3-4-4 既製杭工 14.             | ・「JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）」→「JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）」へ修正   |
| 第3章 一般施工<br>第6節 一般舗装工    | 3-6-5 アスファルト舗装工<br>4. (12) | ・「受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110°C以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によっ  |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   |  | <p>て敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。」→「受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110°C以上、また、一層の仕上げ厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。」へ修正</p> |
|   | 3-6-7 薄層カラー舗装                                      | <p>・「3-6-7 薄層カラー舗装工」→「3-6-7 薄層カラー舗装」へ修正</p>   |
| 第3章 一般施工<br>第7節 地盤改良工                   | 3-7-5 パイルネット工 4.<br>(8)                            | <p>・「JIS A 7201（遠心力コンクリートくい）の施工標準」→「JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）」へ修正</p>   |
| 第3章 一般施工<br>第10節 仮設工                    | 3-10-1 一般事項 1.                                     | <p>・「共同溝仮設備工」を削除<br/>・「足場工」を追記</p>  |
|   | 3-10-16 トンネル仮設備工<br>10.                            | <p>・「掘削断面積」→「掘削断面」へ修正</p>   |
| 第4章 土工<br>第1節 適用                        | 1.   | <p>・「港湾土工」及び「空港土工」を削除</p>   |
| 第4章 土工<br>第3節 河川土工・<br>海岸土工・砂防土工        | 4-3-2 掘削工 6.<br>4-3-3 盛土工 11.<br>4-3-7 残土処理工 2.    | <p>・「及び道路利用者」を追記<br/>・「及び道路利用者」を追記<br/>・「及び道路利用者」を追記</p>  |
| 第4章 土工<br>第4節 道路土工                      | 4-4-2 掘削工 7.<br>4-4-3 路体盛土工 14.<br>4-4-4 路床盛土工 16. | <p>・「及び道路利用者」を追記<br/>・「及び道路利用者」を追記<br/>・「及び道路利用者」を追記</p>  |
| 第5章 無筋・鉄筋<br>コンクリート<br>第2節 適用すべき<br>諸基準 | 1.   | <p>・「土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）」→「土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]（2018年3月）」へ修正<br/>・「土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）」→「土木学会 コ</p>   |

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
|   |                                | <p>ンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定]（2018年3月）」へ修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土木学会 コンクリートのポンプ施工指針」→「土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012年制定]」へ修正</li> <li>・「土木学会 鉄筋定着・継手指針」→「土木学会 鉄筋定着・継手指針[2020年制定]」へ修正</li> <li>・「公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）」→「公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年8月）」へ修正</li> </ul>              |
| <p>第5章 無筋・鉄筋<br/>コンクリート<br/>第3節 レディ<br/>ミクストコンクリ<br/>ート</p> | <p>5-3-2 工場の選定 1.</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・（1）「（1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68の一部）を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）」→「（1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号）」へ修正</li> <li>・「（2）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月の一部を改正 する法律第68（平成30年5月30日公布法律第33号）」→「（2）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号）」へ修正</li> </ul> |
| <p>第5章 無筋・鉄筋<br/>コンクリート<br/>第5節 現場練り<br/>コンクリート</p>         | <p>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 3.練り混ぜ</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土木学会基準」→「JSCE-I 502-2013」へ修正</li> </ul>  |
| <p>第5章 無筋・鉄筋<br/>コンクリート<br/>第7節 鉄筋工</p>                     | <p>5-7-3 加工3.</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）」→「「コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第</li> </ul>  |

|  |                  |   |
|--|------------------|---|
|  |                  | 2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2018年3月)」                                     |
|  | 5 - 7 - 5 継手 8.② | ・「土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)」→「土木学会鉄筋定着・継手指針[2020年制定](令和2年3月土木学会)」 |

○改定箇所一覧

《第1編 共通編》

第1章 総則

第1節 総則

- ・ 1-1-1 適用
- ・ 1-1-2 用語の定義
- ・ 1-1-6 施工計画書
- ・ 1-1-7 コリنز（CORINS）への登録
- ・ 1-1-17 工事の一時中止
- ・ 1-1-22 建設副産物
- ・ 1-1-25 完成検査（中間検査を含む）
- ・ 1-1-26 既済部分の出来高検査及び部分完成検査
- ・ 1-1-28 施工管理
- ・ 1-1-30 週休2日の対応
- ・ 1-1-31 工事関係者に対する措置請求
- ・ 1-1-32 工事中の安全確保
- ・ 1-1-33 爆発及び火災の防止
- ・ 1-1-34 後片付け
- ・ 1-1-35 事故報告書
- ・ 1-1-36 環境対策
- ・ 1-1-37 文化財の保護
- ・ 1-1-38 交通安全管理
- ・ 1-1-39 施設管理
- ・ 1-1-40 諸法令の遵守
- ・ 1-1-41 官公庁等への手続等
- ・ 1-1-42 施工時期及び施工時間の変更
- ・ 1-1-43 工事測量
- ・ 1-1-44 提出書類
- ・ 1-1-45 不可抗力による損害
- ・ 1-1-46 特許権等
- ・ 1-1-47 個人情報の保護
- ・ 1-1-48 保険の付保及び事故の補償
- ・ 1-1-49 臨機の措置
- ・ 1-1-50 石綿使用の有無
- ・ 1-1-51 創意工夫
- ・ 1-1-52 暴力団員等による不当介入を受けた場合における受注者の措置義務
- ・ 1-1-53 暴力団排除条例の遵守



## 第2章 材 料

### 第5節 骨材

- ・ 2 - 5 - 1 一般事項
- ・ 2 - 5 - 2 セメントコンクリート用骨材

### 第8節 セメント及び混和材料

- ・ 2 - 8 - 3 混和材料

### 第10節 瀝青材料

- ・ 2 - 10 - 3 再生用添加剤

## 第3章 一般施工

### 第2節 適用すべき諸基準

### 第4節 基礎工

- ・ 3 - 4 - 4 既製杭工

### 第5節 石・ブロック積（張）工

- ・ 3 - 5 - 3 コンクリートブロック工

### 第6節 一般舗装工

- ・ 3 - 6 - 5 アスファルト舗装工
- ・ 3 - 6 - 6 コンクリート舗装工

### 第7節 地盤改良工

- ・ 3 - 7 - 5 パイルネット工
- ・ 3 - 7 - 6 サンドマット工

### 第10節 仮設工

- ・ 3 - 10 - 1 一般事項
- ・ 3 - 10 - 8 地下水位低下工
- ・ 3 - 10 - 16 トンネル仮設備工

## 第4章 土 工

### 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

- ・ 4 - 3 - 1 一般事項
- ・ 4 - 3 - 2 掘削工
- ・ 4 - 3 - 3 盛土工
- ・ 4 - 3 - 4 盛土補強工
- ・ 4 - 3 - 7 残土処理工

### 第4節 道路土工

- ・ 4 - 4 - 2 掘削工
- ・ 4 - 4 - 3 路体盛土工
- ・ 4 - 4 - 4 路床盛土工

## 第5章 無筋・鉄筋コンクリート

### 第1節 適用

### 第2節 適用すべき諸基準

### 第3節 レディーミクストコンクリート

#### ・5-3-2 工場の選定

### 第5節 現場練りコンクリート

#### ・5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

### 第6節 運搬・打設

#### ・5-6-4 打設

### 第7節 鉄筋工

#### ・5-7-3 加工

#### ・5-7-5 継手

### 第12節 水中コンクリート

#### ・5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート